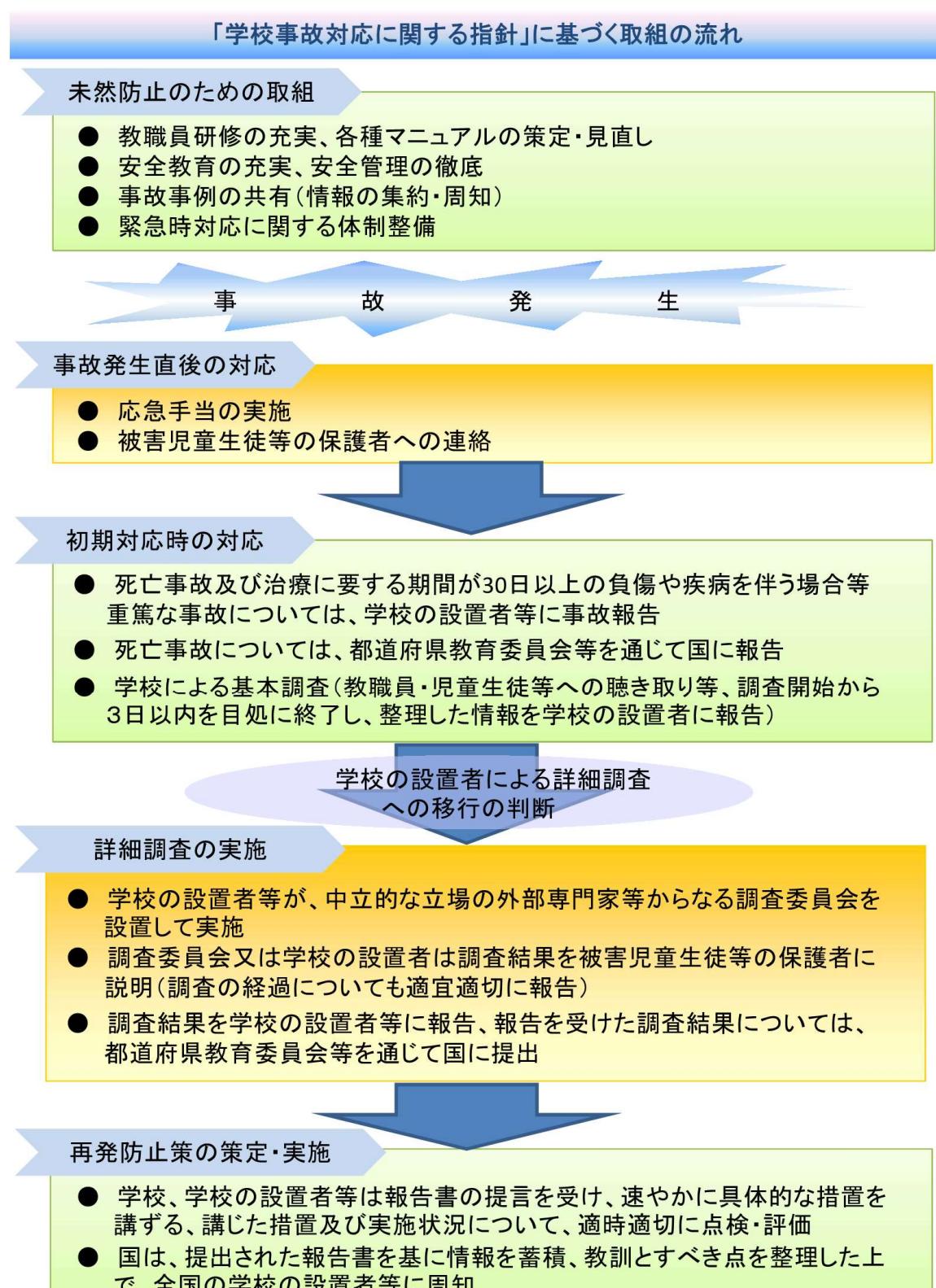


## 参考資料 1



※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月文部科学省）より

## 参考資料 2

教特第1号

令和3年4月1日

各県立特別支援学校長様

特別支援教育課長

### 特別支援学校における事故防止の徹底について（依頼）

児童生徒等の学校管理下における事故の未然防止及び事故発生時の適切な対応について、  
日頃格別の御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨年度、職員が目を離した状況で発生した重大事故が複数ありました。過去の児童  
生徒の命にかかわる事故を見ても、指導中に目を離した際に発生しています。特別支援学校  
において、課業中に児童生徒から目を離し、事故を起こすことはあってはならないことです。  
新年度を迎えるにあたり、あらためて指導体制や危機管理マニュアル等の確認を行い、学校  
事故防止に努めてください。

また事故が発生した際、県教育委員会への報告に時間を使ったり、怪我をした児童生徒の  
処置が適切でなかつたりしたことから、保護者から学校の対応に不信感をもたれた例もあり  
ました。事故発生時の初期対応は非常に重要です。このことについても、全職員で確認し、  
適切な手立てが講じてください。

加えて、個人情報の紛失が数件発生しました。以前は、USB端末などICT機器の紛失  
が要因となっていましたが、最近は、公簿など紙媒体の紛失事故が多くなっています。年度  
初めの文書処理業務において、個人情報の管理や取扱いについての徹底を併せてお願ひいた  
します。

## 参考資料3

教特第481号  
令和4年7月20日

各県立特別支援学校長様

特別支援教育課長

### 特別支援学校における事故の未然防止及び事故発生時の対応について（依頼）

令和4年7月14日付け教児安第343号にて教育振興部児童生徒安全課長から「日常及び緊急時における適切な対応について（依頼）」が別添写しのとおり出されました。

特別支援学校の学校管理下における事故防止については、令和3年4月1日付け教特第1号「特別支援学校における事故防止の徹底について（依頼）」等を踏まえ、各学校においては、校内危機管理マニュアルを、日頃から適宜点検、見直しを行い、全教職員の共通理解を図った上で、対応していただいているところです。

しかしながら、これまで、学校管理下における児童生徒等の事故に関して、初期対応に問題があると思われる報告が複数挙がっています。

つきましては、下記のとおり事故防止と事故後の適切な対応について改めて具体的な対応をまとめましたので、校長の責任のもと全職員に周知し、校内研修を実施するなど、危機管理の徹底を図るようお願いします。

#### 記

##### 1 校内危機管理マニュアル（※）の見直し及び研修

- ・校内危機管理マニュアルを職員が各自所持するとともに、ダイジェスト版を各教室の内線電話周辺等に備え付けるなど、全職員が緊急時に対応できる実践的なものにする。
- ・受傷の有無が必ずしも明らかではないケース等も想定し、判断に迷う事例の対応方法についても、具体的な手順をマニュアルに記載するなどして、児童生徒等の安全を最優先にした対応ができるようにする。
- ・児童生徒等の事故を想定した訓練や研修を定期的に実施し、対応能力の向上に努めるとともに、必要に応じてマニュアルの改善を行う。

##### 2 組織体制の見直し

- ・日常の事故を想定した具体的な訓練を通し、迅速な連絡体制を確立する。また、危機管理研修等を通して、些細なことでも管理職までの確に伝わる組織づくりを行う。
- ・管理職は職員の発言に耳を傾け、報告しやすい雰囲気づくりに努め、児童生徒等の安全を最優先とした判断をすることを心がける。

### 3 施設・設備の点検

- ・定期的かつ組織的な点検を継続し、危険個所として挙げられた場所等は打合せ等で全職員に周知し共通理解を図るとともに、危険個所である旨の掲示等をする。併せて、事務室とも連携して早期の修復修繕に努める。

### 4 特別支援学校教員として専門性を生かした指導

- ・校長は自校の職員に対して、特別支援学校教員の専門性を高め、指導方法の工夫等により児童生徒等が落ち着いて学校生活が送ることができる校内体制に努める。

### 5 児童生徒等の安全を基本とした指導

- ・校長は自校の児童生徒等の指導に対して、安全を何よりも優先し、教職員が連携し、危険な場面では目を離すことがないような指導体制に努める。

※校内危機管理マニュアルの作成に当たっては、「学校安全の手引き」（令和2年3月千葉県教育委員会）及び令和3年6月11日付け教安第399号危機管理監発「緊急を要する重大な事件・事故の第一報について」を参考に、事故発生時の初期対応等について具体的に記載すること。



教児安第343号  
令和4年7月14日

各県立学校長様

教育振興部児童生徒安全課長

### 日常及び緊急時における適切な対応について（依頼）

過日、愛知県名古屋市の小学校において、休み時間中に転倒し、頭部を強打した児童に対して、学校職員が救急要請を行わなかった等、学校の対応について報道されました。

学校において事故等が発生した場合、児童生徒等の生命と健康を最優先に、迅速かつ適切な対応を行うため、学校は、組織として機動的に対応できる救急体制及び緊急連絡体制を整えるとともに、事故等発生時には、疾病者等に対し、臆せず躊躇せず適切な手当てができるよう、日頃から全ての教職員がその手順を理解し、身につける必要があります。

については、事故等の発生に備えた安全管理及び危機管理体制の強化を図るため、千葉県教育委員会が作成した「学校安全の手引」を参考に、危機管理マニュアルの内容を見直すとともに、日常及び緊急時に適切な対応ができるよう、職員研修等を活用し、全職員の共通理解を図るよう指導願います。

#### 【参考】

「学校安全の手引」（令和2年3月 千葉県教育委員会）

P149～P151 「2 学校生活の安全管理上の留意点」

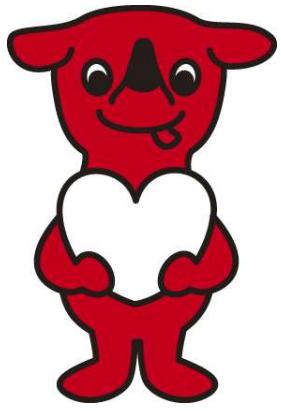
P162～P166 「第5節 事故等の発生に備えた安全管理（危機管理体制の構築）」

P167～P184 「第6節 事件・事故発生時の対応」

参考資料 「3 危機管理マニュアル例」

担当	教育振興部 児童生徒安全課 安全班
指導主事	井桁 剛志
電話	043（223）4091





県立特別支援学校学校事故事例集  
～児童生徒等の怪我編～

千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課